

消防予第 142 号
消防危第 144 号
令和 2 年 5 月 29 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長
消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防関係手続における押印の省略について (通知)

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令関係手続における押印の省略等について (通知)」(令和 2 年 5 月 15 日付け消防予第 124 号・消防危第 129 号)において、新型コロナウイルス感染拡大防止対策が求められている間、消防法令の規定に基づき各消防本部等に対し提出することとされている申請書、届出書等のうち、消防法令の定める様式において押印を求めるものについては、臨時的措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができることとし、この場合において、申請書等の真正性を確認する必要があると認められるときは、電話等で問い合わせを行うこととしているところです。

このことにつき、当庁から発出している通知の定める様式において押印を求めるものについても、同様に取り扱うこととするようお願いします。

また、各地方公共団体の火災予防条例等の定める様式において押印を求めているものについても、同様に取り扱うことが適当であると考えられますので、通知いたします。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

また、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)
消防庁予防課
担当:細川、坂場、五味
TEL: 03-5253-7523
E-mail: yobo@soumu.go.jp
消防庁危険物保安室
担当: 勝本、竹中
TEL: 03-5253-7524
E-mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp